

京都府丹後地域にお住まいの方へ

2015年1月～6月 与謝野町と京丹後市久美浜に

臨時相談所を 開設

争いごとや心配ごとがあるときは、こじれないうちに弁護士に相談することが、解決の近道です。あなたの街の法律相談センターが、ご相談に応じます。収入や資産の少ない方は、相談料は無料です。まずはお気軽にお電話ください。



えっ!? こんなことも相談できるの?

これって
だまされて
いるの?

この土地は
誰の土地?

自転車に
ひかれて
ケガをした!

となりの
犬に
かまれたよ!

親の借金、
返さないとい
けないの?

職場で
いじめに
あっている…

いつも
夫に
なぐられる!

事業を
立て直したい…

●与謝野臨時相談所 (月2回)

場所：与謝野町立生涯学習センター「知遊館」
(与謝郡与謝野町字岩滝 2271)

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	13:20～16:40	40分 5,400円 (税込)

●宮津相談所

場所：みやづ歴史の館 (宮津市宇鶴賀 2164)

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	12:00～16:00	40分 5,400円 (税込)

●久美浜臨時相談所 (月1回)

場所：京丹後市商工会久美浜支所 (京丹後市久美浜町 847)

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	13:10～16:50	40分 5,400円 (税込)

●大宮相談所

場所：大宮織物ホール (京丹後市大宮町周枳 1)

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週金曜 12:30～16:30	40分 5,400円 (税込)
交通事故 民事無料相談	毎月第1金曜 12:30～16:30	無料 (40分)

◎各相談所の相談日は、裏面のカレンダーをごらんください。

きっとある あなたを支える 法と智恵



京都弁護士会 丹後法律相談センター (法テラス指定相談場所)

予約・受付専用電話 **予約優先**です。まずお電話下さい。

受付：月～金曜 午前9時～午後5時(年末年始・休祝日はお休みです)

TEL.0772-68-3080

※「電話相談」は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

■詳細はWEBでチェック!

京都弁護士会

検索

QRコードで簡単アクセス

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。
京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。



2015年1月～6月の相談日は、 下記カレンダーのとおりです。

相談日の前日までに予約をお願いします。

なお、当日でも空きがあればご相談いただけますので、お電話にてお問合せください。

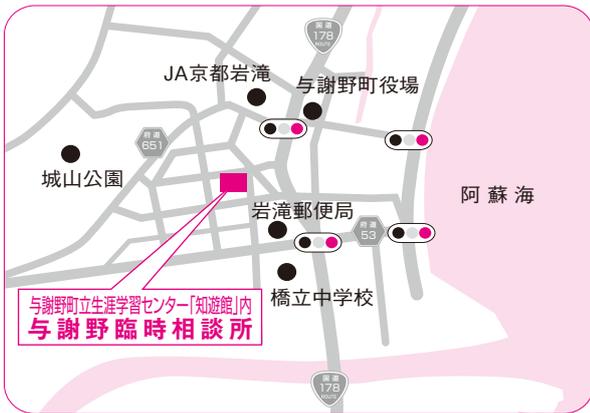
いずれの相談所も、収入や資産が一定額以下の方は、法テラスの無料相談がご利用いただけます（法テラス指定相談場所）。収入や資産の要件については、下記の利用要件をご参照ください。



● 与謝野臨時相談所
● 久美浜臨時相談所
○ 大宮相談所
○ 宮津相談所

● 与謝野臨時相談所

与謝野町立生涯学習センター「知遊館」（与謝郡与謝野町字岩滝 2271）



● 久美浜臨時相談所

京丹後市商工会久美浜支所（京丹後市久美浜町 847）



法テラスの無料相談（民事法律扶助）利用要件

法テラスの無料相談を利用する場合は、下記の（1）収入要件、（2）資産要件の両方の要件を満たす必要があります。詳しくは法テラスのホームページをご参照いただくか、丹後法律相談センターへお問合せください。

		単身者	2人家族	3人家族	4人家族
①収入	月収（賞与を含む手取りの年収1/12）の目安	182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
	家賃・住宅ローンを負担している場合の加算限度額（上記月収の目安に加算）	41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

（1）5人家族以上は、1人増につき30,000円が加算されます。医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額を控除することができます。

		180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下
②資産	現金・預貯金の合計				

（2）5人家族以上は、4人家族と同額です。医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額を控除することができます。